

競争入札参加資格承継承認事務取扱要領

平成 9 年 4 月 1 日 決 定
平成 12 年 4 月 1 日 改 正
平成 13 年 4 月 1 日 一部改正
平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 6 月 1 日 一部改正

1 趣旨及び用語の定義

建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の承継承認事務の取扱いについては、本要領によるものとし、本要領における用語の定義は次のとおりとする。

「入札参加資格」：建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格

「承 継」：入札参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている入札参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させること

「資 格 要 件」：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき入札参加資格に関し定めた競争入札参加に必要な要件

「承 継 人」：入札参加資格の承継を受けようとする者

「被 承 継 人」：承継人に対し入札参加資格を承継させる者

2 承継承認の基本的要件

入札参加資格の承継は、原則として次の各号全てに該当する場合にのみ承認するものとする。

- (1) 当該承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること
- (2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件を満たしていること
- (3) 建設工事の承継の希望する場合、承継の承認を申請する時点において、建設業法第 1 7 条の 2 又は 3 の手続きを経ていること
- (4) 測量及び建設コンサルタント等業務の承継を希望する場合、当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による登録を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格の被承継人の登録の効力がなくなる以前において承継人が当該登録を受けていること
- (5) 営業の移転により、承継人の経営状況等に関し、当該承継を希望する入札参加資格の点数及び格付けを下方ないしは下位の等級に変更させるような影響が認められないこと

3 承継を認める場合の例示

承継を認める場合としては次の各号に掲げる場合が該当する。

ただし、2の基本的要件に全て該当する場合に限る。

なお、建設業において許可番号の引き継ぎが認められている場合は、承継の承認手続きを要せず、資格者名簿の変更届により処理するものとする。

- (1) 入札参加資格を有するものが営業譲渡又は会社分割により、その営業を一体として譲渡し又は承継させ、当該営業を譲渡又は承継した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合（法人成を含む）
- (2) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合

なお、2(4)にかかわらず前事業主の死亡後に受けた登録も認める

- (4) 上記各号に類する場合

4 承継を認めない場合の例示

次の各号に掲げる場合は2の基本的要件に該当しないものとして、承継は認められない。

- (1) 例えば、建設業において、土木一式工事と建築一式工事を併業する者から、土木一式工事の営業のみを譲渡された場合で、土木一式工事の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合

5 承継の申請手続き

入札参加資格の承継を申請しようとする被承継人及び承継人は、以下の各号に掲げる場合に応じた書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 建設工事

（承継人を甲、被承継人を乙とする）

ア 競争入札参加資格承継承認申請書（様式第1号）

イ 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書（添付すべき書類を含む）

ウ 承継を希望する入札参加資格の一部（業種ごと）について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書

エ 建設業法第17条の2又は3の規定に基づく認可通知書

オ 乙の直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務のうち 3 (1)に該当する場合

(譲受人を甲、譲渡人を乙とする)

下記のうち、オ～クは甲又は乙が法人の場合のみ

- ア 競争入札参加資格承継承認申請書 (様式第 1 号)
- イ 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書 (以下に掲げる書類と重複する場合を除き、添付すべき書類を含む)
- ウ 承継を希望する入札参加資格の一部 (部門ごと) について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書
- エ 営業譲渡契約書又は会社分割契約書の写
- オ 営業譲渡契約又は会社分割契約を承認決議した株主総会の議事録の写 (甲及び乙)
- カ 定款 (甲のみ)
- キ 公正取引委員会届出受理書の写 (甲及び乙 ただし届出が必要な場合に限る)
- ク 登記事項証明書 (甲のみ)
- ケ 承継を希望する業務に関する登録証明書 (甲のみ)
- コ 登録取消通知書の写又は廃業届 (官公庁の受付印のあるもの) の写等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの (乙のみ)
- サ 乙の直近の決算書の写

(3) 測量及び建設コンサルタント等業務のうち 3 (2)に該当する場合

(存続会社を甲、被存続会社を乙とする)

- ア 競争入札参加資格承継承認申請書 (様式第 1 号)
- イ 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書 (以下に掲げる書類と重複する場合を除き、添付すべき書類を含む)
- ウ 承継を希望する入札参加資格の一部 (部門ごと) について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書
- エ 合併契約書の写
- オ 合併契約を承認決議した株主総会の議事録の写 (甲及び乙)
- カ 変更後の定款 (甲のみ)
- キ 公正取引委員会届出受理書の写 (甲及び乙 ただし届出が必要な場合に限る)
- ク 合併後の登記事項証明書 (甲のみ)
- ケ 承継を希望する業務に関する許可 (登録) 証明書 (甲のみ)
- コ 登録取消通知書の写又は廃業届 (官公庁の受付印のあるもの) の写等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの (乙のみ)
- サ 乙の直近の決算書の写

(4) 3 (3)に該当する場合

(相続人を甲、被相続人を乙とする)

乙の死亡した日の翌日から起算して5か月以内に申請しなければならない

ア 競争入札参加資格承継承認申請書(様式第1号)

イ 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書(以下に掲げる書類と重複する場合を除き、添付すべき書類を含む)

ウ 承継を希望する入札参加資格の一部(部門ごと)について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書

エ 戸籍謄本等甲と乙の続柄を証する書類(甲及び乙)

オ 引継直前日(前事業主の死亡日)までの決算書(乙のみ)

カ 引継時の貸借対照表(甲のみ)

キ 相続人の同意書(営業権の相続同意 ただし甲以外に相続人がある場合に限る)

ク 承継を希望する業務に関する登録証明書(甲のみ)

ケ 登録取消通知書の写又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの(乙のみ)

6 承継の承認

5の入札参加資格承継承認申請書の提出があったときは、内容を審査し適正であると判断された場合には、様式第2号により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

審査に当たっては、必要に応じ営業の移転に至った理由・経緯等について説明を求め、また、確認資料の提出を求めるものとする。

なお、承継の承認の通知にあたっては、各発注機関への周知等、発注事務上必要のある場合には承継の効力を生じる日を予め指定するものとする。

7 事前に承継を承認する場合

5の規定に関わらず、測量及び建設コンサルタント等業務について、3(1)又は3(2)に該当し、5(2)ク又は5(3)クを除く書類の提出が可能な場合は、営業の移転完了前に承継承認の申請を行うことが出来る。

この場合において、営業の移転の45日前までに申請をした場合は、営業の移転と同時に承継を承認するものとし、5(2)ク又は5(3)クの書類は、承継が承認された日の翌日から起算して30日以内に提出すればよいものとする。

なお、承継の承認後、指定期間を経過しても書類の提出が確認できない者については入札参加資格を取消す場合がある。

8 資格者名簿上の取扱い

入札参加資格の承継承認後は、資格者名簿に所要の変更を行う。

なお、点数及び点数による格付けがあるものについては、そのまま引き継ぐものとし、複数ある場合は、上位のものを引き継ぐものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(様式第 1 号)

競争入札参加資格承継承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

承継人 所在地

商 号

代表者

被承継人 所在地

商 号

代表者

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

①承継日		令和 年 月 日
②被承継人の許可・登録番号		
③承継人の許可・登録番号		
④承継人の許可（登録）の種類		
⑤承継した 営業の種類	建設 工事	
	測量及び建設 コンサルタント業務	
⑥資 格 承 継 理 由 (営業の移転に至った経緯)		

注) ア ①の欄は営業の移転前に承継承認申請をする者のみ記入すること。
イ 様式中登録番号とは、測量及び建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の登録番号を示す。
ウ ③の欄は建設業については、建設業許可の区分・業種、測量及び建設コンサルタント業務については、資格要件となっている登録の内容を記入すること。
エ ⑤の欄には、資格承継の原因となる営業の移転理由について、移転の形態（営業譲渡、合併等）及び移転に至った経営上の経緯を含め、具体的に記入すること。

(様式第2号)

令和 年 月 日

承継人 (所在地)
(商号又は名称) 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建設産業課

県建設工事（測量及び建設コンサルタント等業務）
競争入札参加資格の承継について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の有する令和〇〇・〇〇
年度県建設工事（測量及び建設コンサルタント等業務）競争入札参加資格を、貴社（貴方）
が承継することについて承認します。

なお、この承継の効力は令和〇〇年〇〇月〇〇日から有効になります。

承継する建設工事の種類 〇〇〇〇
(承継する希望業務の種類)